平成３０年（フ）第１７０３号
東京都府中市新町１丁目10―51
破産者　西前　伊織
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７１２号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目５－２－104
破産者　上村　陽一
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７３９号
東京都板橋区桜川３丁目５―15―305
破産者　渡邉　基治
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７５８号
東京都板橋区熊野町40―７―304
破産者　中村富士子
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７５９号
東京都港区三田５丁目８－８―1309
破産者　山田　拓洋
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６２号
宮城県多賀城市桜木３丁目７番21号
破産者　Ｒ・Ｋ商事株式会社
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１５５６号
埼玉県さいたま市緑区上野田137番地４
破産者　株式会社Ｐｒｏｊｅｃｔ　Ｆ　Ｉｎｃ
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７７０号
千葉県松戸市上本郷3093番地　深尾コーポ102号
破産者　丹羽　裕康
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８９７号
茨城県土浦市卸町１丁目10番１号
破産者　株式会社海鮪
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５９２３号
愛知県名古屋市北区生駒町２丁目51－１－202、開始決定時の住所愛知県瀬戸市西山町２丁目13―２
破産者　野村　　学
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３４９号
東京都中央区築地４丁目１番12号706号室
破産者　リンク株式会社
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２７号
愛知県一宮市瀬部字山北４番地の１
破産者　有限会社島倉工業
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１２３２号
奈良県北葛城郡河合町高塚台３丁目５番地12、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区新町１丁目28番３号
破産者　レグルス株式会社
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９６０号
大阪市旭区新森３丁目16番20号
破産者　有限会社ルーパデザインラボ
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５０号
大阪市阿倍野区北畠１丁目１番14号
破産者　株式会社本田商店
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６１２号
大阪市北区東天満２丁目３番21号
破産者　有限会社アジアソフトラボ
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６７８号
大阪府東大阪市三島３丁目７番１号
破産者　有限会社庵コーポレーション
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３号
大阪府和泉市青葉台３丁目７番２号
破産者　ヒカリ精機株式会社
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島570番地４
破産者　伸栄工業株式会社
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３３６号
千葉県富里市七栄651番地626
破産者　合同会社さとみ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部